

## 第4節 事業別の医療連携体制

地域において、救急医療、災害医療、離島・へき地医療などの医療連携体制が整備され、県民が適切かつ効率的に質の高い医療サービスが受けられる地域社会の形成を目指します。

### 1 救急医療

#### 【現状と課題】

##### ア 初期救急医療

- 外来で対応可能な軽度の救急患者に対する医療は、郡市医師会による在宅当番医制や休日夜間急患センターにより実施されています。
- 在宅当番医制においては、休日の昼間の診療体制は確保されていますが、夜間の初期救急については、十分な体制が確保されていない地域もあります。
- 休日・夜間の受診者数の増加に伴い、夜間診療施設を設置し、初期救急医療を確保している地域もあります。
- 歯科診療や外来処方せんへの対応についても、休日・夜間における体制が整備されている地域もあります。

##### イ 第二次救急医療

- 救急医療体制については、二次保健医療圏域と一致しない圏域があることから、圏域内外の救急医療の連携を円滑に行うため、広域救急医療圏を設定しています。
- 入院治療を必要とする救急患者に対する医療は、各広域救急医療圏で病院群輪番制又は共同利用型病院により実施されています。また、救急告示医療機関においても、対応可能な範囲において高度な専門的診療を行っています。
- 医療機関の少ない熊毛圏域においては、民間病院（1施設）が救急医療の中心的役割を果たしています。

##### ウ 第三次救急医療

- 直ちに救命処置を要する重篤な救急患者に対する医療は、鹿児島市立病院救命救急センター及び鹿児島大学病院救命救急センターが県全域を担っています。また、奄美地域の救急医療体制の充実を図るため、県立大島病院を地域救命救急センターに指定しています。
- 救命救急センター及び地域救命救急センターの人口当たりの数は、全国と比較して少ない状況にあります。
- 循環器救急に常時対応できるよう国立病院機構鹿児島医療センターや鹿児島大学病院などにより、鹿児島CCUネットワークが組織され、相互連携が図られています。

## 工 精神科救急医療体制

- 精神科救急医療体制については、日祝年末年始の病院群輪番方式による当番病院や精神科救急情報センターを整備し、消防機関等からの受入要請等に対応しています。また、平成27年10月からは、平日夜間・祝日等の電話相談窓口や精神科救急地域拠点病院を2か所指定し、24時間365日の救急医療体制を整備しています（第5章第3節「5 精神疾患」参照）。
- 本県の「平成29年救急自動車による自損行為者の搬送状況」によると、自傷行為や自殺未遂等のために救急車で搬送された人は502人となっています（第3章第2節「6 精神保健」参照）。
- 身体疾患を合併する精神疾患患者について、状態に応じて速やかに救急医療や専門医療等が必要な場合の医療を提供できる体制を構築する必要があります。

## オ 救急搬送体制

- 救急車による搬送件数は高齢化の進行等により年々増加しており、急病による搬送件数が半数以上を占めています。
- 救急車の現場到着時間及び現場到着から医療機関収容までの時間については年々延伸しています。
- 離島からの救急搬送について、救急車両で搬送できない患者については、ドクターヘリや消防・防災ヘリ、自衛隊ヘリ等により、鹿児島市や奄美市、沖縄県等の病院へ搬送しています。
- ドクターヘリについては、平成23年12月に鹿児島市立病院を基地病院とする県ドクターヘリを、平成28年12月に県立大島病院を基地病院とする奄美ドクターヘリをそれぞれ整備し、2機体制で運航しており、救急患者の救命や後遺症の軽減に寄与しています。  
また、県ドクターヘリに対する出動要請が重複した場合等の補完ヘリが平成26年10月から運航しています。
- ドクターヘリの出動件数については、県ドクターヘリについてはおおむね横ばいで推移していますが、奄美ドクターヘリは減少傾向にあります。

【図表5-4-1】救急搬送患者数 (単位：人)

年次	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
平成27年	43,438	5,829	9,973	12,259	71,499
平成28年	45,144	5,676	10,653	12,393	73,866
平成29年	45,479	5,469	10,883	12,667	74,498
平成30年	46,525	5,206	10,823	12,779	75,333
令和元年	46,839	4,901	10,989	13,121	75,850

[県消防年報]

【図表5-4-2】救急隊の活動時間の推移

年次	救急車の現場到着時間	現場到着から病院収容までの時間	覚知から病院収容までの時間
平成27年	8分30秒	28分42秒	37分12秒
平成28年	8分48秒	29分18秒	38分06秒
平成29年	9分06秒	30分48秒	38分24秒
平成30年	9分06秒	29分48秒	38分54秒
令和元年	9分06秒	30分18秒	39分24秒

[救急・救助の現況（消防庁）]

【図表5-4-3】ヘリコプター等による離島救急搬送患者数 (単位：人)

年度	県ドクターへリ	奄美ドクターへリ	沖縄県ドクターへリ	消防・防災ヘリ	自衛隊ヘリ等	計
平成28年度	78	85	58	9	113	343
平成29年度	86	492	22	18	77	695
平成30年度	117	396	18	22	65	618
令和元年度	100	264	15	19	83	481
令和2年度	91	217	8	17	269	602

(注1) 自衛隊ヘリ等には海上保安庁ヘリ等も含む。

(注2) 令和2年度の自衛隊ヘリ等については、新型コロナウイルス感染者（165人）の島外搬送を含む。

[県保健医療福祉課・消防保安課調べ]

【図表5-4-4】ドクターへり出動件数の推移 (単位：件)

年度	県ドクターへリ	奄美ドクターへリ	補完へリ
平成28年度	898 (1,340)	87 (117)	221 (226)
平成29年度	1,144 (1,878)	523 (675)	345 (425)
平成30年度	1,114 (1,886)	451 (563)	361 (370)
令和元年度	1,097 (1,913)	303 (433)	404 (409)
令和2年度	1,046 (1,519)	247 (394)	299 (308)

(注1) ( ) 内は出動要請件数

(注2) 奄美ドクターへリの平成28年度は平成28年12月27日から平成29年3月31日までの95日間の実績

(注3) 県ドクターへリは令和2年度から、統計項目が出動件数から受諾件数へ変更

[県保健医療福祉課・県立病院課調べ]

## 力 メディカルコントロール体制

- 救急患者の搬送途上における救命効果の向上には、救急救命士が医師の指示のもとに救命措置を実施することで貢献しており、救急救命士の処置範囲も年々拡大されています。
- このため、県ではメディカルコントロールに係る「県救急業務高度化協議会」と「地域救

急業務高度化協議会（6地域）<sup>\*1</sup>の設置により体制を整備しています。

- 救急救命士による気管挿管や薬剤投与等に関する病院実習を行うほか、地域救急業務高度化協議会において事後検証や症例検討会等を実施することにより、応急処置の質の向上を図っています。
- 「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」（平成22年3月策定）で、患者の観察・医療機関の選定・患者の状況の伝達の実施基準が定められており、傷病者の搬送や受入れの個々の事例の事後検証を行うことにより、必要に応じて、実施基準の見直しや運用上の見直しを図っています。

### 【施策の方向性】

#### ア 救急医療体制の整備

- 救急医療についても、二次保健医療圏を中心とした地域医療連携が図られていることや、消防機関の所管区域を考慮し、広域救急医療圏を【図表5-4-5】及び【図表5-4-6】のとおりとします。
- 各地域においては、高齢化に伴う救急患者の増加や、対応する医師の不足等への対策について、引き続き、地域ごとに関係医療機関も参画し、それぞれの実情に応じた救急事業連携体制の見直しを進めるとともに、地域の中核的医療機関の救急医療機能の充実を図るため、医療機器等の整備を支援します。
- 救命救急センター等の人口当たりの数が全国と比較して少ない状況にあることから、その対応について検討します。
- 循環器（鹿児島CCUネットワーク）や脳卒中（t－PA療法）以外の患者についても、関係医療機関の連携体制を構築する方策について、医師会などの関係機関と協議します。
- 精神科救急医療体制については、当番病院及び精神科救急情報センター、精神科救急医療電話相談窓口などの現行体制を継続し、24時間365日の救急医療体制を確保します（第5章第3節「5 精神疾患」参照）。
- 精神科救急医療の運用について「鹿児島県精神科救急医療システム連絡調整委員会」で検証、協議等を行い、事業の円滑な運営に努めます。
- 身体疾患で救急医療が必要になった精神疾患患者への対応を充実するため、救急医療機関と精神科医療機関との連携強化を図ります。

\*1 地域救急業務高度化協議会（6地域）：薩摩地域（鹿児島保健医療圏、南薩保健医療圏）、北薩地域（北薩保健医療圏、出水保健医療圏）、姶良伊佐地域（姶良・伊佐保健医療圏）、大隅地域（曾於保健医療圏、肝属保健医療圏）、熊毛地域（熊毛保健医療圏）、大島地域（奄美保健医療圏）

- 自殺未遂者が再度自殺を図ることを防ぐため、救急告示医療機関等と保健所が連携し、必要な支援につなぐ体制を引き続き確保することで未遂者支援の充実に努めます。

#### イ 救急搬送体制の充実

- 搬送及び受入をより円滑に行うため、「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」（平成22年3月策定）なども踏まえ、医療機関と搬送機関の更なる連携強化に努めます。
- ドクターへリ、消防・防災へリ、自衛隊へリ等による搬送体制が効果的に機能するよう、それぞれの役割や運航範囲等について、関係機関と連携を図ります。
- ドクターへリについては、その効果を最大限に活用するため、運航調整委員会における効果の検証や関係機関の連携など体制の充実を図るとともに、円滑かつ効果的な運用に努めます。
- 新生児の救急搬送については、航空機や新幹線などの公共交通機関の利用が有利なケースも考えられることから、円滑な利用に向けた関係機関との協力体制の確保に努めます。

#### ウ メディカルコントロール体制の充実

- 救急救命士の処置範囲の拡大等に対応した救急業務の高度化を図るため、現場から救急隊が救急専門医師等に指示、指導及び助言を要請できる体制の構築等に向けた協議を行い、体制の充実・強化に努めます。

#### エ 救急医療体制の普及啓発

- 救急医療に対する住民の正しい理解を深めるため、市町村や保健・医療関係機関団体等との連携のもとに、各種広報媒体等を活用した普及啓発を行います。
- 救命率の向上を図るには、バイスタンダー（救急現場に居あわせた者）が救急車到着までの間に行うAED（自動体外式除細動器）などによる心肺蘇生を行うことも重要であることから、広く県民に対し、普及・啓発します。

#### オ 救急医療従事者に対する研修

- 救急医療従事者の技術向上を図るため、救急医療に関する研修会への医療従事者の積極的な参加を促進します。

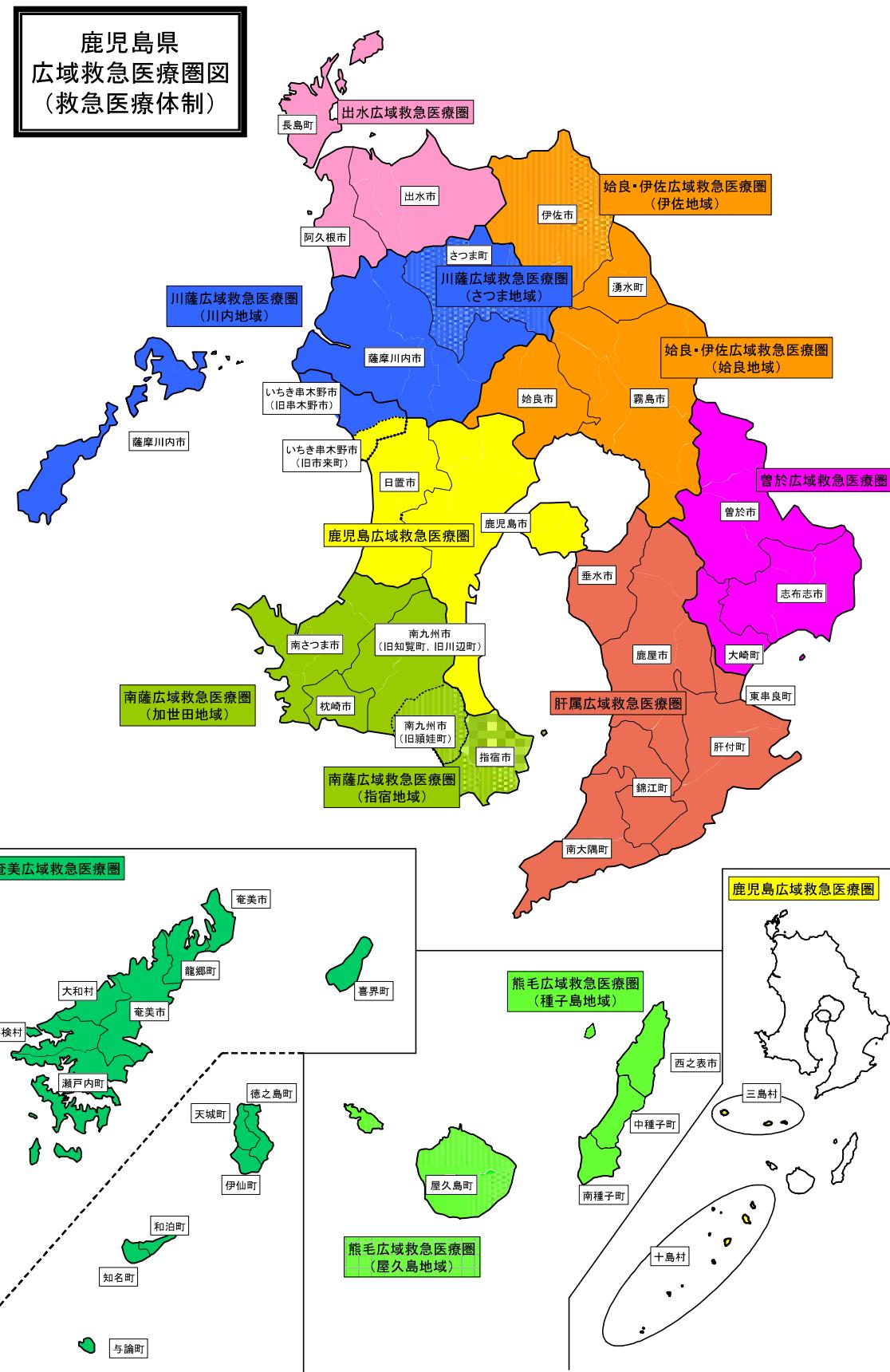
【図表5-4-5】救急医療体制（令和3年4月1日現在）

広域救急 医療圏域	市郡等名	医師会	初期救急医療体制		第三次 救急医療体制
			休日昼間	夜間	
			各地域救急告示医療機関数（上段の医療機関と一部重複）		
鹿児島	鹿児島市	鹿児島市	休日在宅当番医制 (266施設)	鹿児島市夜間急病センター	鹿児島市立病院救命救急センター
	日置市	日置市	在宅当番医制 (日置市29施設、いちき串木野市19施設※1)	任意応需	
	いちき串木野市 (旧市来町)	いちき串木野市	在宅当番医制	37施設	
	鹿児島郡				
南薩	指宿市	指宿市	在宅当番医制 (指宿14施設、南薩40施設※2)	在宅当番医制 任意応需	鹿児島大学病院救命救急センター
	南九州市 (旧頬蛙町)	南薩		3施設	
	枕崎市	枕崎市	在宅当番医制 (枕崎13施設、南薩40施設※2)	任意応需	
	南さつま市	南薩		病院群輪番制(14施設)	
川薩	川内市	薩摩川内市	在宅当番医制 (川内市28施設、薩摩郡29施設※3、いちき串木野市19施設※1)	夜間救急当番医、任意応需	全圏域
		薩摩郡		病院群輪番制(7施設)	
	いちき串木野市 (旧串木野市)	いちき串木野市			
	さつま町	薩摩郡	在宅当番医制 (29施設※3)	任意応需	
出水	出水市	出水郡	在宅当番医制(48施設)	出水総合医療センター、出水医師会広域医療センター 任意応需	鹿児島大学病院救命救急センター
	阿久根市			3施設	
	長島町				
姶良	姶良市	姶良地区	在宅当番医制 (133施設)	内科・小児科救急診療(霧島市立医師会医療センター) 任意応需	姶良伊佐
	湧水町			11施設	
	伊佐市	伊佐市	在宅当番医制(5施設)	病院群輪番制(11施設)	
				病院群輪番制(11施設)	
曾於	曾於市	曾於	在宅当番医制 (曾於34施設、鹿屋18施設※4)	曾於医師会夜間急病センター (内科・小児科)	曾於
	志布志市	鹿屋市		大隅広域夜間急病センター (内科・小児科)	
	大崎町			3施設	
	鹿屋市(旧輝北町)				
肝属	鹿屋市	鹿屋市	在宅当番医制 (鹿屋18施設※4、肝属郡12施設、肝属東部)	大隅広域夜間急病センター (内科・小児科)	熊毛種子島
	垂水市	肝属郡		病院群輪番制(15施設)	
	肝属郡	肝属東部			
				11施設	
熊毛	西之表市	熊毛地区	在宅当番医制(3施設)	任意応需	種子島屋久島
	中種子町			種子島地区第二次救急医療体制 (1施設)(※5)	
	南種子町			2施設	
	屋久島町		任意応需	任意応需	
奄美	奄美市	大島郡	在宅当番医制(11施設) (瀬戸内町、徳之島3町、沖永良部2町以外は任意応需)	任意応需	奄美
	大島郡				
				9施設	
				県立大島病院地域救命救急センター	

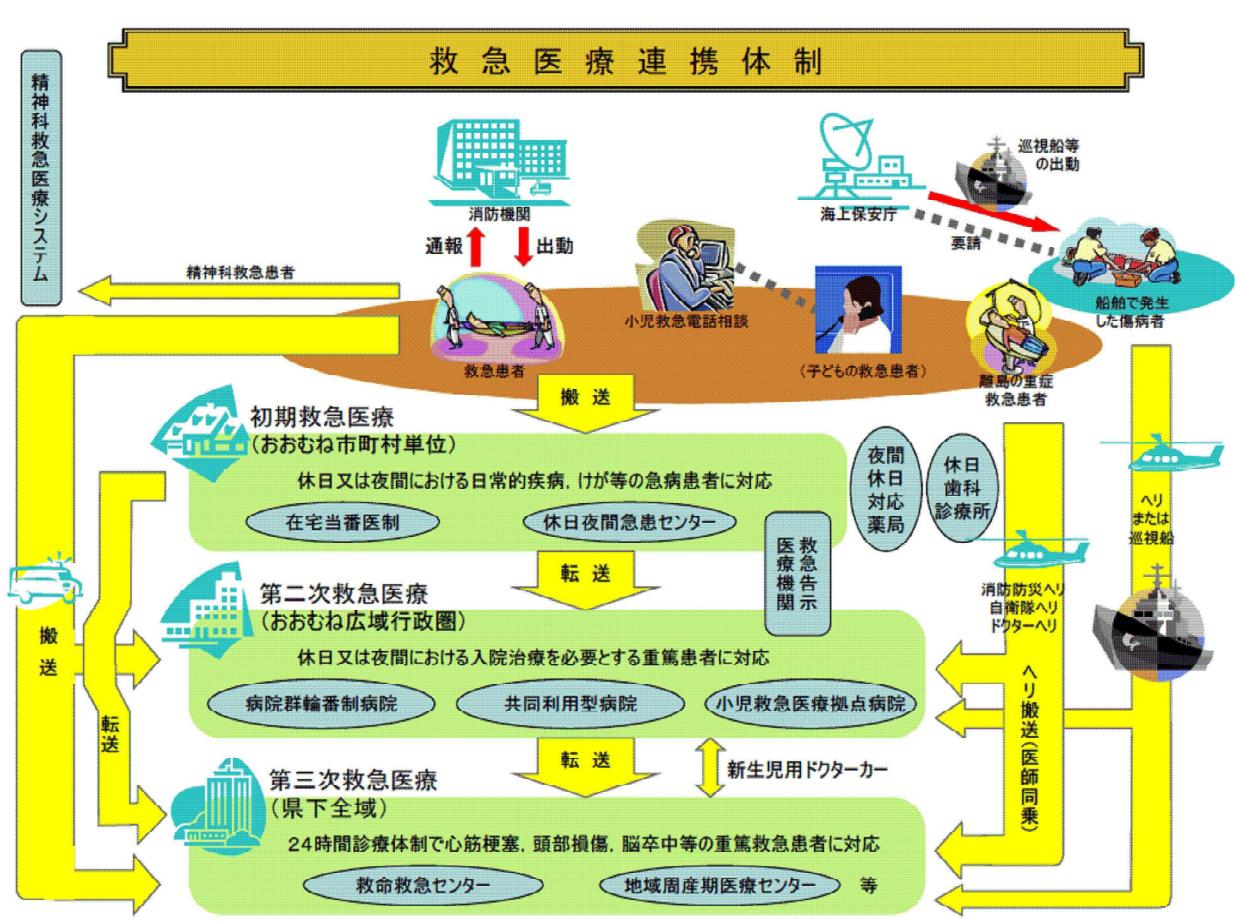
※1, ※2, ※3, ※4 それぞれ、複数医療圏で一部重複

※5 救急医療を担う医療機関へ1市2町で組織する協議会が運営費の助成を行い体制を維持

【図表5-4-6】鹿児島県広域救急医療圏図（救急医療体制）



【図表5-4-7】救急医療連携体制



[県保健医療福祉課作成]

【図表5-4-8】救急医療の連携体制（例）

	救護	救命医療	入院救急医療	初期救急医療	救命後の医療
目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の者による救急要請</li> <li>・救急蘇生法の実施</li> <li>・M C体制による救急救命士の適切な活動</li> <li>・救急医療の理解を深めるための地域住民への啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間365日の救急搬送受入</li> <li>・患者の状態に応じた適切な情報や救急医療の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間365日の救急搬送受入</li> <li>・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養希望者への退院支援</li> <li>・合併症、後遺症のある患者に対する慢性期の医療の提供</li> </ul>
医療機関（例）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センターを有する病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院群輪番制病院</li> <li>・共同利用型病院</li> <li>・救急告示医療機関等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日夜間急诊センター</li> <li>・休日や夜間に対応できる医療機関・薬局</li> <li>・在宅当番医</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養病床又は精神病床を有する病院</li> <li>・回復期リハビリテーション病棟を有する病院</li> </ul>
求められる機能等	<p>【住民等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急要請・救急蘇生法の実施</li> <li>・かかりつけ医の活用</li> <li>【消防本部】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施基準に基づく適切な搬送及び医療機関の選定</li> <li>・精神科救急医療体制の連携</li> <li>・救急蘇生法等に関する講習会等の実施</li> </ul> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重篤な救急患者の常時受入</li> <li>・高度な治療に必要な施設及び設備の充実</li> <li>・知識・経験を有する医師の常駐（救急科専門医等）</li> <li>・急性期のリハビリテーションの実施</li> <li>・M C体制の充実</li> <li>・地域の救命救急医療の充実強化への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・経験を有する医師の常駐</li> <li>・必要な施設・設備の充実</li> <li>・早期のリハビリテーションの実施</li> <li>・初期救急医療機関や精神科救急医療体制等との連携</li> <li>・医療従事者に対する必要な研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急患者に対する外来診療</li> <li>・近隣医療機関や精神科救急医療体制等との連携</li> <li>・対応可能時間等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気管切開等のある患者の受入体制</li> <li>・遷延性意識障害等の後遺症を持つ患者の受入体制</li> <li>・精神疾患と身体疾患を併存する患者の受入体制</li> <li>・居宅介護サービスの調整</li> </ul>
連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レスポンス・タイムの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施基準に基づく適切な患者の搬送及び医療機関の選定・受け入れ、治療開始までの時間短縮</li> <li>・退院困難者の受け入れ医療機関との連携</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院困難者の受け入れ医療機関との連携</li> <li>・夜間休日対応薬局との連携</li> </ul>	

[県保健医療福祉課作成]

【図表5-4-9】救急告示医療機関一覧（広域救急医療圏別・50音順）

広域救急医療圏	地域名	医療機関名	広域救急医療圏	地域名	医療機関名
鹿児島	厚地脳神経外科病院	川 薩	川 内	市比野記念病院	
	池田病院			上村病院	
	いまいれ総合病院			済生会川内病院	
	上町いまいれ病院			川内市医師会立市民病院	
	いづろ今村病院			高江記念病院	
	今村総合病院			森園病院	
	植村病院(康成会)			若松記念病院	
	植村病院(愛仁会)	さつま		薩摩郡医師会病院	
	小田代病院	出 水	出水	出水郡医師会広域医療センター	
	鹿児島医療センター			出水総合医療センター	
	鹿児島厚生連病院			内山病院	
	鹿児島こども病院	姶良伊佐	姶 良	大井病院	
	鹿児島市医師会病院			加治木整形外科病院	
	鹿児島市立病院			加治木温泉病院	
	鹿児島赤十字病院			霧島記念病院	
	鹿児島大学病院			霧島市立医師会医療センター	
	鹿児島徳洲会病院			霧島杉安病院	
	河井脳神経外科			霧島整形外科病院	
	かわはら脳神経外科クリニック			国分生協病院	
	共立病院			国分中央病院	
	外科馬場病院			国分脳神経外科病院	
	済生会鹿児島病院	伊 佐		青雲会病院	
	桜島病院			県立北薩病院	
	三愛病院			整形外科松元病院	
	新成病院			寺田病院	
	総合病院鹿児島生協病院	曾 於	曾 於	松岡救急クリニック分院	
	中央病院			昭南病院	
	豊島病院			びろうの樹脳神経外科	
	中野脳神経外科			肝 属	
	南風病院	肝 属	肝 属	池田病院	
	新村病院			大隅鹿屋病院	
	林内科胃腸科病院			かのや東病院	
	日高病院			肝属郡医師会立病院	
	増田整形外科病院			肝付町立病院	
	三船病院			県民健康プラザ鹿屋医療センター	
	三宅病院			恒心会おぐら病院	
	米盛病院			垂水市立医療センター垂水中央病院	
	指宿医療センター			黎明脳神経外科医院	
	今林整形外科病院	熊 毛	奄 美	徳田脳神経外科病院	
	山川病院			公立種子島病院	
南 薩	小原病院			種子島医療センター	
	加世田病院	奄 美		屋久島	
	菊野病院			屋久島徳洲会病院	
	久木田整形外科病院			奄美中央病院	
	県立薩南病院			沖永良部徳洲会病院	
	サザン・リージョン病院			喜界徳洲会病院	
	坊津病院			県立大島病院	
	枕崎市立病院			瀬戸内徳洲会病院	
	松岡救急クリニック			徳之島徳洲会病院	

(令和4年2月28日現在：99か所)

[県保健医療福祉課調べ]